

# 明治 150 年と少年懲戒教育史

中島 広樹<sup>1</sup>

- 1 平成 30 年が明治 150 年を迎えることにちなんで、明治の始まりからから今までの少年懲戒教育史を概観し、新しい元号の時代に向けられた少年懲戒教育の課題を探ってみたい。

わが国では、明治維新以後、欧米思想の影響によりいわゆる不良少年や非行少年たちを感化しようとする思想が起こった。しかし、このような感化思想は一朝にして少年保護の制度を変えたわけではなく、厳格な応報刑主義が支配的だった少年懲戒教育思想の流れに対して徐々に保護的な感化教育主義が有力化し主流になっていったといえよう。

大雑把に言うと、「懲治監」(明治 5 年 1872 年監獄則 10 条) → 「懲治場」(明治 13 年 1880 年旧刑法 79~81 条) → 「感化院」(明治 33 年 1900 年感化法) → 「矯正院」(大正 12 年 1922 年矯正院法) が、明治維新から戦前までの少年懲戒教育史の流れである。

そして、感化院は、少年教護院(昭和 8 年)、教護院(昭和 22 年)、児童自立支援施設(平成 10 年)と名を変え、矯正院は少年院(昭和 23 年)と称するようになった。

- 2 まず、明治 5 年 11 月の「監獄則」(太政官布告達第 378 号) 10 条において、少年犯罪者に対して「懲治監」を設け、そこでは刑罰を受けた者と刑罰を受けていない非行少年とを区別することなく監獄に収容することをゆるしており、しかも、懲治(少年に苦痛を与えること)により改善を図ろうとしたところに、当時の少年懲戒に対する考え方を窺うことができる。監獄則は、小原重哉(1834 - 1902)らの外遊による英國行刑の視察の成果として生まれた理想に富んだものであったが、政府の財政事情は厳しく実現不能であり監獄運営の精神的な指導方針にとどまった。

## 【監獄則第 10 条】

此監亦界区ヲ別チ他監ト往来セシメス罪囚ヲ遇スル他監ニ比スレバ稍寛ナルヘシ

二十歳以下懲役満期ニ至リ悪心未タ悛ラサル者或ハ貧窶當生ノ計ナク再ヒ惡意ヲ挾ム

ニ嫌アルモノハ獄司之ヲ懇諭シテ長ク此監ニ留メテ當生ノ業ヲ勉励セシム

二十一歳以上ト雖モ逆意殺心ヲ挾ム者ハ獄司ヨリ裁判官ニ告ケ尚此監ニ留ム

凡輕囚ヲシテ書籍ヲ習読シ工業ヲ熟練セシメ能ク艱難ヲ忍ヒ改心シ以テ才芸ヲ成スモノハ抜擢シテ監獄ノ下吏トスルヲ聽ス

<sup>1</sup> 平成国際大学教授

平民罪ヲ犯シ贖罪スヘキ者無力ニシテ情実贖スルコト能ハサルモノノ実決シテ懲役スル如キハ皆此監ニ入ル

脱籍無産復籍シカタキ者本刑懲役ノ限満チシ後ハ皆此監ニ移シ罪囚ト区別シ工芸ヲ習慣セシメ独立活計ノ目途立然ル後本人望ミノ地へ入籍セシム

3 次に、明治 13 年にフランス刑法を模倣して制定された旧刑法（太政官布告第 36 号）では 79 条から 81 条において、懲治監という監獄が、懲治場という名称に改められて少年に関する規定が従来よりも明確になった。そして、旧刑法実施のために監獄則が改正され（明治 14 年 1881 年太政官達第 81 号）、懲役場と懲治場とを区別して設けることとし、そして、20 歳未満の少年は 16 歳を境にして、年齢や前科を基準に監房を別々にする「分房制」が採用された。

さらに、尊属親の請願により、素行不良な少年も収容できることになっており、刑期満了後、保護者のないものには、情状により監房内にとどめて生業を営ませることができた。

#### 【旧刑法】

第 79 条 罪ヲ犯ストキ十二才ニ満タサル者ハ其罪ヲ論セス 但シ満八才以上ノ者ハ情状ニヨリ満十六才ニ過キサル時間之ヲ懲治場ニ留置スルコトヲ得

第 80 条 罪ヲ犯ストキ満十二才以上十六才ニ満タサル者ハ其所為是非ヲ弁別シタルト否トヲ審案シ 弁別ナクシテ犯シタル時ハ其罪ヲ論セス 但シ情状ニ因リ満二十才ニ過キサル時間之ヲ懲治場ニ留置スルコトヲ得 モシ弁別アリテ犯シタルトキハ 其罪ヲ宥恕シテ本刑ニ二等ヲ減ス

第 81 条 罪ヲ犯ストキ満十六才二十才ニ満タサル者ハ 其罪ヲ宥恕シテ本刑ニ一等ヲ減ス

このように、当時の少年犯罪者処遇の基本理念は、保護や教育ではなく、フランス刑法のもっていた応報主義(刑罰主義)や膺懲主義の影響を多分に受けており、威嚇的、懲罰的であったことは否定できなかった。

この点に関して、大審院検事・司法大臣を歴任し、司法保護に献身した埼玉県熊谷出身の宮城長五郎（1878-1942）の著作「法律善と法律惡」（昭和 16 年）280 頁以下では、「何れの時代に於きましても少年に対しては、刑罰よりも保護でなければならないのである。既に旧刑法に於ても保護のことが考えられていたのである。而しながらその保護の実施方法が悪かったために、監獄類似の制度になってしまったのであります・・・話を聞くだに酷き方法で子供を遇して居たのである。今日、前科十犯とか二十犯とか云ふ者を調べてみると、（旧刑法 79 条以下に規定され、主として 8 歳以上 12 歳未満の者で犯罪を犯した者を収容する）懲治場に居た者が多いのであります。即ちこの懲治場なるものは一種の犯罪学校の觀を呈して居たのである。懲治場に入ると云ふと、却って悪いことを覚えて帰つて来る。以前にも増

して悪の程度が強くなって帰つて来る。それが懲治場の根本的失敗であった。この懲治場が明治十五年に行はれて、・・・明治十八年に至ると云ふと、感化院なるものが出来た・・・即ち懲治場なるものが如何にも「義」に偏した方法で、冷たい待遇を不良少年にしてゐたから、宗教家が温かき手で子供に教養を施すという考へでこの感化院なるものを工夫した・・・」と記述され、厳格主義の懲治場が世人の支持を失い、感化院の登場を促した旨を指摘している。

4 感化主義の思想は、少年処遇の施設として監獄のような懲治監や懲治場ではなく、感化院の設立を主張することになる。すなわち、「感化」という言葉は、明治に入って欧米の文献の翻訳の進行とともに、行刑界の一部にも知られるようになっていた。たとえば、中村正直は、スマイルズ(Samuel Smiles, 1812-1904)の「自助論(Self-Help)」を「西国立志編」として翻訳出版したとき、influence を「感化」と訳していたが、他方、「感化院」という言葉は、欧米各国のリフォーマトリー(reformatory)制度に影響された内務省の阪部寢(1828-1900)、靈南坂教会創始者的小崎弘道(1856-1938)、中村正直(1832-1891)、津田仙(1837-1908)らが、明治14年に「懲矯院設立委員会」を立ち上げ、これまでの「懲治監」・「懲治場」にかわるものとして「懲矯院」の設立を構想したさいに使われるようにになった。

すなわち、宮城長五郎が指摘していたように、従来の「懲治監」・「懲治場」では、人格形成期の少年が成人常習犯などから犯罪的影響をうけるという弊害が問題視されていた。

そこで、「凶惡ノ少年ヲ集メテ、之ヲ薰陶シ、以テ善良ノ人民」とするために、読書・習字・算術・工・農を教育する施設が監獄以外に設けられるべきであると考えられ、それははじめ「懲矯院」という名で構想されたわけである。

しかし、「懲矯院」では、単に懲らしめ矯めるという、強制的な性格が付与される感があった。「感化」という言葉が与えられたことにより、この施設には「自然や事物や人間的交流を基礎にして児童自身の成長をみまもり促す意味合い」が付託されたといわれる。しかし、阪部の兵庫県仮留監典獄就任(明治17年7月)などにより、日本初の感化院設立計画は実現せずに終わってしまった。

5 明治14年に阪部寢らが「懲矯院設立委員会」を立ち上げたことを知った池上雪枝(1826~1891)は、感化院を設立して次代を担う若者たちが犯罪者へと転落していくことを防がなくてはならない、という使命を感じ、明治16年に日本初の感化院「神道祈祷所(池上感化院)」を自宅に設けた。感化院構想を実行に移したのは新進の「眼高手低」というべきインテリたちではなかったのだった。

ところで、明治17年8月3日付大阪朝日新聞は、感化院設立経緯につき以上のように報じている。すなわち、

「幼年にして縲縲の身となれる者の数も少なからざるが、是等は大抵盜犯に出し者が十の八九に居り、其の所以は父兄が貧困にして教養の方至らざるより知らず識らず不良の途に誘はれて此兇行をなすに至れるものなれば、此處に感化院と云へるを設立し、家訓なき子弟を教養するの所となし兇念を未萌に防ぎ生活と勤労に得るの道を受けらしめんとの事を企てし人

は北區空心町二丁目に住み権少講義を勤むる池上雪枝女史と云ひ、兼てより勤王の心深く何がな御國のためになることのみ心がけ、是までの履歴も最も多きよし。然るに今度感化院設立のことを思ひ立ちたるをりから恰も横濱の豪商高島嘉右衛門氏の當地に來り合して此の舉を聞き態々女子のもとを訪ひ、種々談話の末資金の事に及びしに、女史は我一己の資力にて之れを立つべし、他人の金力を藉るを欲せず。若し我中途にして倒れたらんには其時幸に之を繼がせ玉われ、と答へられしには流石の高島も感心するのみにて復一言も出でざりしかや」という記事であるが、豪商高島嘉右衛門からの資金援助に対して「我一己の資力にて之れを立つべし」と返答したことは武田信玄の直系子孫と伝えられる池上雪枝の武士的氣骨のあらわれであろうが、逆に池上が「我が道をゆく」氣概の持主であるがゆえに、自己資産のみで運営される池上感化院の経営をみずから苦しくした側面もあったことは否定できないであろう。

6 その後の感化院は、高瀬真卿(1853-1924)による東京感化院(明治 18 年)、千葉県佛教各宗寺院の共同事業による千葉感化院(明治 19 年)、千輪性海(1858-1913)による岡山感化院(明治 21 年)、三重感化院(明治 30 年)等、篤志家による私立感化院が次々に設立され、全国に点在するようになったが、留岡幸助(1864-1934)が明治 32 年に東京巣鴨に設立した「家庭学校」は、一つの寮に夫婦の指導員が収容児と寝食を共にしながら家族的雰囲気の下に指導する、欧米でも試行段階だった処遇形態である「夫婦小舎制」という手法を採用したが、その手法は戦後の教護院にまで継承されることとなる画期的なものであった。

こうした民間篤志家による私立感化院の設立を背景に、明治 33 年に感化法が制定され、地方財源による公立感化院(府県立感化院)の設立が促されたものの、府県による任意的事業として構想されたため、明治 41 年までに施行されたのは、東京、大阪、神奈川、埼玉、秋田の二府三県にすぎなかった。

このような公立感化院事業の不振の埋め合わせとして、従来批判のやり玉に挙げられていた懲治場がにわかに脚光を浴びることになる。それまで教育主義と無縁と思われていた懲治場の著しい改革がなされ、収容者の個性の調査や初等学科を中心とした教育が行われ始めたのである。

すなわち、明治 33 年 4 月に監獄行政は内務省から司法省の所管となつたが、司法省は明治 35 年 12 月埼玉県浦和監獄川越分監を幼年監(当時は現在の少年を幼年と呼んでいた)と指定し、東京付近に住む 8 歳以上 16 歳未満の幼年囚および懲治人(翌年幼年囚の収容は中止)の収容を開始したが、これが特別幼年監といわれるものの始まりである。その教育内容は今日に継承されている矯正教育の原型を既に示しているといわれるほどであった。とりわけ、川越分監の場合、監獄学の権威でかつ監獄改良運動の指導者として知られる小河滋次郎(1864-1925)と親交のあった浦和監獄の典獄である薩摩出身の早崎春香(ハヤサキ ハルカ 1861-1924)により実現された、教育内容における科学主義、職員に対する詳細な服務規律、獄内の家族的雰囲気はいまだに語り草となっているが、小河滋次郎、留岡幸助の理解者であり、監獄改良の推進者であった清浦奎吾(1850-1942)が司法大臣に就任すると、少年に対する教育的処遇に対するかまびすしい議論がおこるようになった。

そして、明治 40 年に司法大臣が肥前出身の松田正久(1844-1914)になると、教育よりも紀

律を重視する者たちからの横槍が入り、小河は司法省を辞め、早崎は監獄を辞して感化院の明石学園に移ると、未成年者に対する教育的処遇の問題は、典獄ないし刑務所長会同でほとんど関心を持たれなくなってしまったのである。

そして、この時期行刑における德育の方針はもっぱらわが国特有の教育勅語を中心とする価値教育に統一され、天皇制国家を扶翼する忠良な臣民を形成することを内容とする教育主義が、戦前の少年に対する教育思想の原型となって現れてきているといえよう。

さらに、監獄行政が司法省に属すこととなった結果、刑事政策には犯罪者をいかに処遇するかという具体的な問題意識よりも、どのような処遇の形式を選択するかという紀律優先の発想がもたらされた。「立法を重んじ裁判を軽んぜざる處の国民は裁判の確定して愈々これが執行を見ると云ふ即ち是れから始めて活きた働きが生じて來ると云ふ最も大切な場合になるとモ一能事了せりとして跡は野となれ山となれの態度を取るの実況である」(小河滋次郎)と評されるゆえんである。卑近な例では、推理ドラマやミステリーにおいて、憎むべき犯人が判明してお縄にかかるれば視聴者・読者は満足てしまい、その犯人がどのように裁かれ、どのように処遇されているかについてはほとんど関心を持たないであろう。

7 明治 40 年の刑法改正に伴い、14 歳未満の少年が刑事未成年として不可罰となる(刑法 41 条)とともに、12 歳未満の不良少年の刑罰・教育機関としてそれまで存在していた懲治場(旧刑法 79 条以下に規定されていた)が廃止されてしまうと、感化法の改正によって府県には公立感化院の設置が義務付けられ、これまでの懲治場収容者はすべて感化院に収容されることになった。しかも、同時に監獄経費が地方財源から国庫に移されたことにより、浮いた地方費を感化院の財源とすることにより公立感化院(府県立感化院)の設置促進が企図されたが、その実現までは私立感化院が、公立感化院の代用感化院に指定されたのであった。

ただ、逃走などの問題行為は、開放処遇を採用する感化院の共通の課題であったが、これに対して、内務省は他の生徒に「感化を及ぼす虞ある最不良生」を対象とする国立感化院を構想し、大正 6 年国立感化院令が公布され、さらに 2 年後武藏野学院(埼玉県さいたま市緑区大門)の開設によって実現する。また、同様の動機から司法省は少年審判所と矯正院(現在の家庭裁判所と少年院につながる)の設置を規定する少年法に関する法案を議会に上程し、大正 11 年に議会を通過した。

8 少年法(旧少年法)は「愛の法律」と呼ばれた通り、18 歳未満の少年の処分を必ずしも刑罰ではなく、刑罰に代えて保護処分となし得たという意味では、保護主義ではあるが、刑罰とするか、保護処分とするかは現在の少年法(昭和 23 年制定)が家庭裁判所先議(司法主義)などに対して、この旧少年法は検察官先議(行政主義)である点に着眼すると、刑罰主義的であり、保護主義は副次的だったというべきであろう。

少年法の制定からわが国の軍国国家化が本格化する昭和 12 年あたりまでの少年法を指導する考え方、「愛護の思想」と呼ばれることがある。

この愛護思想というべき、当時の司法省の少年保護思想を端的に表明するものとして、司法大臣渡辺千冬(1876-1940)の講演「少年保護デーにあたりて」(昭和 5 年に法律新聞 3126 号・3127 号に二回にわたり連載された)を長文ながら引用してみよう。すなわち、

「社会の進運を図り国家の発展を庶ふ者にとって吾々は次の時代の後継者たるべき青少年の教養看護といふことは吾々の最も留意しなければならぬ問題の一である・・・わたくしは、昨年七月始めて司法部に就職したがそれ以来少年院(正しくは矯正院であるが、なぜ少年院という戦後の呼び方を用いたかは不明)、少年刑務所等を視察し、又就職前に於ても一、二少年刑務所も視察したことがあるが、・・・不良性を帶びて居る少年の多数が、多くは本人の過失から来たのではなく、環境、家庭、社会の為に、その社会から感染した不良性を帶びているものであることを実見し、彼等に対する同情の念油然として禁ずる能はざるものがある。この不良性を帶ぶる少年が最も渴望する所は何か、これらの少年の指導に対し最も必要なるものは何かといへば同情仁愛といふことである・・・これらの少年に対し、社会は之を憎悪する権利がないのである。寧ろ彼等は、社会を憎恶する権利があると同時に、吾々は彼等を保護する義務がある・・・少年の不良性といつても家庭、環境、即ち周囲の社会が悪い為にさうした不良性を帶びることが鮮くない。吾々は彼等に対しては、出来るだけ同情を以って之を取扱わねばならぬ。これが少年保護の精神である。軽い罪を犯しても彼等を前科者とせずに、立派な国民となるやうに保護していくことが眼目であらねばならぬ・・・東京に於ける少年審判所は麹町九段坂にある。これは司法機関であるが、固より裁判する所ではない。罪の有無を断じ、科刑を量定する普通裁判所とは相異なる所である。少年の保護を目的とする特別機関である。即ち、少年の心身状況、家庭状況、境遇、経歴、学業等一切の内的外的に少年の悪化するに至った原因を詮索して、之に依って改過遷善せしむるには如何なる保護処分を加へることが最も適當なるものであるかといふことを審判するのがその目的である・・・この審判所には、少年審判官、少年保護司といふ職務が置かれているのであって、少年保護事業は固より社会全体の協力を必要とすること頗る多いのである。現に少年保護司として一般民間多数の篤志家に之を嘱託して居るのであるが、又少年を委託して教養看護に当るべき設備も特殊の宗教家、教育家等の施設に俟つことが多い。独りこれらの事柄ばかりでなく少年を改過遷善せしめ、國家の有為な人物たらしむる為には、社会全体がその心持になって少年の不良化、悪化の原因を除去することに助力し、進んでこれを愛護することに努力しなければならぬ・・・」というもので明治初期以降の過酷な権威主義的な刑罰主義の残滓を排除しようとの使命感から出た、国家・社会全体一丸になっての少年愛護の呼びかけである。

確かに、既述の通り留岡や小河の教育主義の主張は、監獄教育の面では後退していたが、少年保護の領域では、留岡・小河らの教育保護主義的なアプローチは健在であり、それは少年愛護の思想として唱道されたのであった。

ただ、この愛護思想は、「司法保護事業は(天皇)陛下の御仁慈の大御心を心として、その慈愛の精神を以て仕事の隅々まで貫き通されてゐる心構えがなくては、日本の独特の保護事業自身の根本精神が失はれるといふことである。歴史を繰るまでもなく昔から御仁慈の大御心によって心得違ひをした臣民をも齊しく赤子として御恵みを垂れ給ふて來たのである。従つて国民として不幸な人を立派に導き大御心に応へ奉ることを根本の精神としたいのである」(莊子邦雄「少年法の理念と国親思想」刑法雑誌 18・3=4・260)という表現に示されているように、明治時代から引き継がれてきた慈愛=寛恕の精神を基礎とする家父長制的家産制の少年保護思想、すなわち、日本における天皇制の影響により特殊な現れ方をしたいわゆる「国親(Landvater)思想」を基礎としていたことに注意しなくてはならない。

すなわち、親としての権威を持つ国家が刑罰の代わりに慈恵を持って臨むのであるから、国民は恭順であるべきであり国家の慈恵を無条件に受け入れるべきだと結論が当然視されるため、今日では既に常識となっている憲法 31 条の適正手続の保障の要請や保護処分に対する不服申立権の不存在という問題が起こらざるを得ない。たとえば、事実誤認で少年 A が保護処分(刑罰ではないが不利益処分ではある)を受けた場合でも、保護は国親の慈愛に基づくものだから、誤った事実認定と処分を甘受すべきこととされるため、眞実に立脚しない事実認定による処分で失われる少年 A の人間の尊厳はどうなるのかという問題は解決しないままとなる。

考えてみると、日本の庶民は、江戸時代には「公儀の(徳川幕府の)心をもって心とし」と命ぜられ、明治以降終戦までは「天皇陛下の御仁慈の大御心を心として」と命令され「独立の人格」を想定されてこなかったような観がある一方、戦後はにわかに教育基本法 1 条で各人が「人格の完成」を促されており、科学的に無理を強いられているのではないかとの疑問も起こる。

ところで、この「肉親愛の押し付け」という、ある意味で贅沢なような問題は、しかしあり今日でも深刻な問題であり、容易に解決できるそして解決すべき問題ではないであろうが、慈愛が時として誤判を不間に付し、少年の心の眞実には鈍感となってしまう(子供は親がうそを言ってもうそじやないといえ、親がうそを強要しても反抗するなど命令すること)問題性を肝に銘じておかなくてはならないことは確かである。他方、しかし国親思想が直ちに悪いなどとはいえないし、そこには世界共通の問題のほか、日本独自の文化・歴史・思想等がその根底にあるという点が戦後軽視された嫌いがあるとも思われる。この近現代の民主・人権思想と歴史的文化的価値観の対立・融合という問題は、今後のわが国の刑事法全体を覆う解決の難しい問題として深刻化するかもしれない。

9 愛護思想との関連で、中山義秀「少年死刑囚」(昭和 25 年)というノンフィクション小説が想起される。強盗殺人、尊属殺人等で 5 人の人間を殺害した少年に死刑が言い渡された。新少年法では 17 歳以下では死刑に処せられないこととなっていたものの、旧少年法では 15 歳以下の少年でなければ死刑を回避されなかつたため、事件当時に 15 歳以下ではなかつた少年は死刑をまぬかれることはできなかつたのだが、拘置所において少年は浄土真宗僧侶の教誨師の影響により、死ぬことに希望を持つようになっており、死刑囚であるにもかかわらず生き生きとした表情で暮らしていた。

そのころ少年のいる拘置所を訪れた参議院議員宮城タマヨ(1892-1960 昭和 17 年に死去した宮城長五郎の未亡人で戦前から少年愛護思想を鼓吹していた最初の婦人参議院議員。作中では名前が伏せられている)は、この少年の姿に感銘を受け、中央更生保護審査会では、恩赦により少年を無期刑に減輕した。しかし、この愛護的な減輕にもかかわらず、極楽浄土への往生に憧れを持っていた少年は絶望して宮城女史にどうして幸福に死なせてくれなかつたかと涙ながらに訴えるのだった。本人の意思と国家の愛護の心には乖離があつたわけで、宮城女史もまた慰めようがなかつた。

10 次に昭和 12 年以降終戦に至るまでの終戦に至る戦時体制期の少年保護理論は、教化の思

想だといわれることがある。それは、端的に言えば、保護主義とは、犯罪少年ないし虞犯少年に対して刑罰を科することによってではなく、忠良な臣民として教化育成することによって再犯を防止するという思想である。すなわち、旧少年法制定当時の人道主義や博愛主義を自由主義的思想として排斥し、保護処分は「一般に人間的諸能力の自由なる啓発や恣意的目標に向かっての陶冶の如きものであってはならないのであって、ひたぶるに少年を忠良なる臣民に化すという意味で教化でなければならない」のであって、その目的は臣民教育であることを強調する。そして、その教化は観念にとどまらず、具体的現実に發揮される必要があるとして「保護は現実に少年をして臣道を実践せしむることを要するのである。而して現実の臣道は今やただ挺身奉公にのみ存する。単に犯罪を為さず又は犯罪の虞なき存在として消極的方面から国家治安の確保に貢献するだけでは、今日においては最早や臣道実践者たるの名に値しないことは勿論であって、積極的に各自の分に応じて奉公の誠を致すところにのみ臣民の道は存するのである。従って、少年教化の内容は少年をして斯かる挺身奉公を実践せしむることにあらねばならない」と福岡県出身の司法省保護局長森山武市郎(モリヤマ タケイチロウ 1891-1948)は主張する。すなわち、当時の保護思想は、保護処分に対して、対象者の再犯を防止するという消極的役割を期待するだけでなく、すんで少年を皇國国民に教化するという積極的作用を期待するばかりか、更に具体的には、当時の国家が必要としている任務への挺身奉公の精神を対象者に養成し、その精神を懐くまで鍛錬、練成することが保護処分の役割であるということになるわけである。

愛護思想では、少年をどのような人間に教育しようとするのか特に触れていなかったが、教化思想ではそれを臣道実践者へと教化することを明らかにしたわけである。ほんのわずかの期間に、同じ司法省において宮城長五郎流の愛護主義と森山武市郎流の教化主義が、かなり異なった性格相違を見せながら連續的に現れたことに注意が必要であろう。

11 戦前の少年保護思想との関連で思い起こされる文学作品として、大江健三郎「芽むしり仔撃ち」(昭和33年)がある。昭和19年、山村に集団疎開した感化院の少年たちは、折から疫病が発生し村人たちから遺棄され、自分たちだけ避難した村人たちはさらに少年たちが逃げられないようにしながら、5日ほどして疫病が沈静化すると帰村して、その間に少年たちが生きるために村に置かれていた食料を無断で食べたりしたことを非難しはじめた(少年たちの食糧窃盗は緊急避難であって違法行為とはいがたいから、非難される筋合いのものではないはずである)。

むしろ、少年たちを保護すべき義務のある村長たちが、保護責任者遺棄罪等に問われることを恐れたのだろう、口止めの為に少年たちに対して、暴行脅迫を加えながら「何も起こらなかった、何も見なかつたことを認めろ」と強要し、主人公以外の少年たちはいうことを聞いて食事を与えられるが、主人公だけは言うことを聞かず、怒った村長は「おい、ふざけるな。おいお前は自分を何だと思っている。お前のような奴はほんとの人間じやない。悪い遺伝をひろげるだけしかできない出来ぞこないだ。育ってもどんな役にもたたない・・・いいか、お前のような奴は、子供の時分に縮めころしたほうがいいんだ。出来ぞこないは小さいときにひねりつぶす。俺たちは百姓だ、悪い芽は始めにむしりとってしまう」と嘯き、主人公の少年を村から追放してしまう。

村長の言葉は、そっくりそのまま村長に返してあげたいと思う人が多いだろうが、ここに、大人たちが愛護思想の慈愛的態様と集団の必要性に応えるように子供を仕向けることを保護の内実とする教化思想を我田引水的に受け止めた場合の、保護思想の俗流実践例が描かれているのではないか。どうやら主人公の少年だけが独立の人格の持ち主であるがゆえに、集団に埋没して安心する他者から浮き上がり、結局「民衆の敵」と化してしまうようだが、それは、長く集団の中の存在であることを命じられてきた庶民の中において、歴史的な根っこをあまり持たないかもしれない「人格の独立性」観念を心に掛けざるを得ない、今日の日本人の悲劇の象徴のようにも思える。

12 現行少年法はアメリカの少年裁判所制度を模範とし、1948年(昭和23年)に公布された。

その特徴は以下の通り

①保護処分の決定を裁判所が行うこととしたこと

⇒(旧少年法では)、保護処分は少年審判院(行政機関)において掌る(15条)

②少年の年齢を20歳未満としたこと

⇒(旧少年法では)、少年とは18歳未満の者である(1条)

③家庭裁判所に手続きなしし処遇の先議権を与えたこと

⇒(旧少年法では)、検事が少年に対する刑事事件について保護処分をなすのを適當と思料したときは事件を少年審判所に送致することを要する(62条)。

④保護処分を少年院送致・保護観察・児童自立支援施設(教護院)送致の三種類としたこと

⇒(旧少年法では)、保護処分の種類は、(1)訓誡、(2)校長の訓誡、(3)書面による改心の誓約、(4)保護者に対する引渡し、(5)寺院、教会、保護団体または適当な者への委託、(6)少年保護司(少年の調査・観察を行う官吏)の観察、(7)感化院(児童自立支援施設の前身)送致、(8)矯正院(少年院の前身)送致、(9)病院送致または委託

⑤科学的調査を重視し、少年鑑別所を設けたこと

他方、感化院は、戦後の教護院を経て現在、児童自立支援施設と名を変えて存続し、実際には中学生を中心とする義務教育中の児童に限って収容されているものの、家庭裁判所の扱う対象が原則として14歳以上の少年であるために、家庭裁判所が児童自立支援施設送致を活用できる余地は極めて少なく(家庭裁判所の扱う一般保護事件に対する終局決定に占める児童自立支援施設送致の比率は、毎年0.1パーセント程度である)、少年法と児童福祉法の規定・運用上の連携の不十分さについても再考されなくてはならないと思われる(少年保護に関わる文科省、厚生省、法務省、家庭裁判所、地方自治体の連携の問題もある)。

13 戦後、日本国憲法の理念に即応する保護主義の内容形成のために、前記の森山武市郎流の教化主義にかわる少年保護思想が要求され、その要求に応えるものとして登場したのが、ケースワークの理念であった。ケースワークは、ソーシャルケースワーク(Social casework)ともいい、メアリー・リッチモンド(Mary Richmond、1861-1928)が1917年にその著書「社会診断(Social diagnosis)」のなかで体系化したといわれる社会福祉事業のための実践の技術

である。ケースワークの理論を借りて少年保護の定義を行えば「少年保護とは非行のある少年を個別的にその非行を中心としたすべての要因を科学的に調査研究し、調査したすべての資料を分析かつ総合して犯罪的危険性に関する社会診断を下し、この診断に基づいてその少年の内に蔵する能力及び社会資源を巧みに動員することによって少年の犯罪的危険性を除去し、再び社会の倫理的秩序に適応させるために行う援助、指導等の意識的努力の過程をいう」とされる。

愛護思想は、確かに人道主義・博愛主義の思想から現れたものではあったが、少年の人格の独立を認める視点が欠落しており、教化思想は皇國臣民としての教化を理想としており、いずれも平和・民主・人権を尊重する日本国憲法下の現行少年法にはそのままではふさわしいものとされず、他方ケースワークの理念は、その理論に内在する近代性と民主主義的内容のために、日本国憲法下の少年保護の指導理念となり得たといわれる。それは、犯罪を犯した少年といえどもその人格を尊重し、自力更生を信頼する援助の思想であるため保護優先主義を支持するものとなる(応報刑の思想は援助の思想と相いれない)ばかりか、少年の自力更生を尊重することによって、少年院送致のような国家による強制的手段を伴う保護処分は、刑法の謙抑主義の観点からも二次的なものとならざるを得ず、保護処分に対しては不服申立権も許容されることになる。換言すれば、ケースワークの理論に示されたようなワーカーとクライエントの信頼関係に基づいて、クライエントに守るべき価値を自覚させ、成長させていくという過程に少年法の教育的機能が求められるのである。

14 この関連で思い出すのが立原正秋の長編小説「冬の旅」(昭和44年)である。母親をレイプしようとした義兄の修一郎を正当防衛として刺傷した主人公の行助は、正当防衛のことを隠したまま罪を着て修一郎に一生負い目を負わせる形で復讐しようと全面的に罪を認め多摩少年院に送られる。少年院の佐々原院長は院生たちから感化院出身と噂されるほど院生たちに溶け込んでいる。脱走事件を起こした院生が自主的に戻ってきたときも温かい目で迎え入れて話をきいてくれる。多摩少年院を退院した行助は、今度は父親を殺そうとした修一郎を殺害しかけて負傷させたが殺害を思いとどまり、美ヶ崎特別少年院に収容される。この少年院の木場院長も形式主義者ではなく、院生に自己の道徳を押し付けるのではなく、理解ある同情的な対応をしている理想的なケースワーカーである。

たとえば、行助が「僕は、ものごとをまっとうに考えてそれを実行する人間は、現代社会では生きぬけないのではないか、という気がしてなりません」と問いかげをしたとき木場院長は「そうかもしれない。しかし、そうだとしても、まっとうに生きて行かねばならないのが社会ではないだろうか」と問を発する形で解答している。これに対して行助は「院長先生。ここにはいっている者を見ていますと、生きていくこうとすることに投げやりになっているか、あるいは狡がしこくなつて生きて行くか、そのどちらかの者ばかりです。まっとうな考えを持っている者がすくないんです」と答えるが、それに対して木場院長は「たしかにきみの言うとおりだ。しかし、少年院の存在は必要だよ」と行助の考え方を肯定しながら答える。このような対話を真摯に行う木場院長は戦後のケースワーク思想の体現者といつていい。ただ、

「まつとう」とは何かなど院生がいかに生きるべきかという肝心な問題に木場は直接答えず、少年院という制度の要否の問題にすり替えてしまっているのは、たとえそれが院生の主体性や自己決定を尊重するケースワークの本質であるにせよ、もどかしさを感じる読者は多いのではないか。もちろん、以前の愛護主義や教化主義に後戻りすることも許されないだろうが、少年をどのような人間に教育しようとするのか、ということを離れて保護主義を論ずることはできないように思われる。だがしかし、民主主義社会は多様な価値観とそれらの対話による合意の形成を本質とするのだから、国家は特定の価値観を押し付けるべきではないということも当然ではある。ただ、自由主義や民主主義も一定の倫理的歴史的文化的前提がなくては、たぶん国家社会は成立させ得ないはずだ。思想の自由も血を見るまでは放任状態でよいという考え方は端的に防犯上問題であろう。殊に善にも悪にも染まりやすい、さらに集団心理のなかでそれが増幅されやすい少年の場合、知識や経験に乏しい相手にいたずらに考えさせるだけでは足りないとも思われる。

15 例えば、三島由紀夫「午後の曳航」(昭和38年)という中編小説においては、殺人を当然の権利と考える13歳の少年たちが描かれ、平成9年に発生した14歳の中学生による神戸連続児童殺傷事件の発生を予見していたと指摘されている。

13歳の首領とよばれる少年は、いつも両親不在の家に住んでおり、家じゅうにある本を全部讀んでしまっているような有能な子供だが、一種のいわゆるサイコパスらしく、彼に従う同年齢の4人の無個性な少年たち(彼らは主人公の登以外は作中では番号で呼ばれている)とともに、猫を惨殺して切り刻む。その残忍な作業を終えた後、首領は仲間の少年に対して「よくやった。君はこれでどうやら、いっぱいの、まともな人間になれたんだよ」と称賛する。ここでも「まとも」という言葉が使われていることに注意しなくてはならない。そして、猫にとどまらず、首領は少年たちが英雄視していた船員の竜二が次第に他の凡庸な大人同様に俗物化することを罪悪視して、竜二を処刑することに決める。そのとき、首領の少年は現行刑法41条の「14歳ニ満タサル者ノ行為ハ之ヲ罰セズ」という条文を読んで、以下の大演説をぶつのだ。「これが大体、僕たちの父親どもが、彼らの信じている架空の社会が、僕たちのために決めてくれた法律なんだ。この点については、彼らに感謝していいと僕は思うんだ。これは大人たちが僕らに抱いている夢の表現で、同時に彼らの叶えられぬ夢の表現なんだ。大人たちが自分で自分をがんじがらめにした上で、僕たちには何もできないという油断のおかげで、ここにだけ、ちらと青空の一トかけらを、絶対の自由の一トかけらを覗かせたんだ。それはいわば大人たちの作った童話だけど、ずいぶん危険な童話を作ったもんだな。まあいさ、今までのところ、何しろ僕たちは、可愛い、かよわい、罪を知らない児童なんだからね・・・これが最後の機会なんだ。このチャンスをのがしたら、僕たちは人間の自由が命ずる最上のこと、世界の虚無を填めるためにぜひとも必要なことを、自分の命と引換える覚悟がなければ出来なくなってしまうんだ。死刑執行人の僕たちが命を賭けるなんて全然不合理なことだもんな。今を失ったら、僕たちはもう一生、盗みも殺人も、人間の自由を証明する行為は何一つ出来なくなってしまうんだ。お座なりとおべんぢやらと、蔭口と服従と、妥協と恐怖の中に、来る日も来る日もびくびくしながら、隣り近所へ目を配って、鼠の一生を送るようになるんだ。それから結婚して、子供を作って、世の中でいちばん醜悪な父親という

ものになるんだよ。血が必要なんだ!人間の血が!そうしなくちゃ、この空っぽの世界は蒼ざめて枯れ果ててしまうんだ・・・」。この後、竜二が少年たちに睡眠薬入りの紅茶を飲まされるところで小説は終わるが、多分、竜二は既述の猫のような運命をたどることが示唆されている。

まさに、思想の自由の極致が 13 歳の少年たちによって示されているわけである。ところで、自分を「まとも」と考えている首領に対して、前述「冬の旅」の木場院長が「しかし、そうだとしても、まっとうに生きて行かねばならないのが社会ではないだろうか」とケースワーク手法で語りかけた場合、かなりちぐはぐな対話が容易に予想できるだろう。

16 明治 150 年、先人たちは真摯に少年非行と向き合ってきた。すなわち、懲治思想、感化思想、保護思想としての愛護思想、教化思想、ケースワーク思想。懲治思想自体はすでに明治時代に克服されたとしても、その一部としての規律尊重思想は今でも生きているし、感化思想は、現在も児童自立支援施設の支柱的思想であり続けるとともに、保護思想へつながり、主として少年院の指導理念というべき思想となったと思われるが、そのうちの愛護主義には、一方的であるとの批判もあったが情緒豊かな対応がすべてではないにせよ、保護教育が人間同士の営みである以上、事務的な対応ではやはり保護教育は奏功しないと思われる。教化思想は対外的危機に際会して現れた極端な民族思想ではあったが、そこにあらわれた日本固有の歴史的倫理的文化的要素は、現在の民主・人権の思想的枠組みにどのようにコミットするのかという点についての冷静な考察が今後とも不可避であろう。ケースワーク思想も、教育される側の主体性を尊重すること自体に問題はないとしても、具体的な実践の場ではケースワークの不得手な者にとっては、単なる禅問答でクライアントを煙に巻いて、教師の自己輪廻を隠蔽するだけのケースワーカーの処世技術に陥してしまいかねない側面があろう。明治 150 年、少年懲戒教育の途はまだ道半ばですらないのかもしれない。

## 【参考文献】

- 1 守屋克彦・少年の非行と教育(勁草書房、昭和 52 年)
- 2 大谷實・刑事政策講義(弘文堂、平成 21 年)
- 3 法務省保護局更生保護誌編集委員会(編)・更生保護史の人びと(日本更生保護協会、平成 11 年)
- 4 澤登俊雄・少年法入門(第 5 版)(有斐閣、平成 23 年)
- 5 重松一義・少年懲戒教育史(第一法規、昭和 51 年)
- 6 中山義秀「少年死刑囚」『碑・テニヤンの末日』(新潮社、昭和 44 年)
- 7 大江健三郎・芽むしり仔撃ち(新潮社、昭和 40 年)
- 8 立原正秋・冬の旅(新潮社、昭和 48 年)
- 9 三島由紀夫・午後の曳航(新潮社、昭和 43 年)
- 10 宮城長五郎・法律善と法律悪(讀賣新報社出版部、昭和 16 年)
- 11 二井仁美・留岡幸助と家庭学校(不二出版、平成 22 年)
- 12 団藤重光・この一筋につながる(岩波書店、昭和 61 年)

13 大阪府立修徳学院/熊野隆治他(共編)・池上雪枝小伝(大空社、昭和 63 年)